

外国籍高齢者等特別給付金及び外国籍重度障害者等特別給付金のおしらせ（令和6年度用）

三田市
生活福祉課

1 外国籍高齢者等特別給付金

◇ 外国籍高齢者等特別給付金とは

国民年金制度上、国籍要件等があったために老齢を事由として給付される国民年金の受給資格を得ることのできなかつた外国人等に対し、外国籍高齢者等特別給付金を支給し、その生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

◇ 支給対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方で現在、本市の住民基本台帳に記録されていて

- ①昭和 57 年 1 月 1 日現在、日本国内で外国人登録をしていた方
- ②昭和 57 年 1 月 1 日前から日本国内で外国人登録をし、昭和 36 年 4 月 1 日以降に日本国籍を取得した方
- ③日本国籍を持ち長期間海外に在住し、昭和 36 年 4 月 1 日以降に帰国した方

※ただし、次に該当する場合は支給の対象となりません。

- ・ 公的年金等（年額 4 1 6, 8 9 2 円以上）を受給している方
- ・ 三田市外国籍重度障害者等特別給付金を受給している方
- ・ 生活保護を受給している方
- ・ 他の地方公共団体から、目的及び趣旨を同じくする給付金を受給している方（年額 4 1 6, 8 9 2 円以上の給付金を受給している場合に限る。）
- ・ 本人の前年所得が 1, 6 9 5, 0 0 0 円を超えている方（扶養親族がある場合は加算があります）
- ・ 配偶者及び扶養義務者の前年所得が 6, 3 8 7, 0 0 0 円を超えているとき（扶養親族がいる場合は加算があります）

◇ 支給月額

月額 3 4, 7 4 1 円（年額 4 1 6, 8 9 2 円未満の公的年金等を受給している場合は、支給調整があります。）

2 外国籍重度障害者等特別給付金

◇ 外国籍重度障害者等特別給付金とは

国籍要件等があったために障害を事由として給付される国民年金の受給資格を得ることのできなかつた外国人等に対し、外国籍重度障害者等特別給付金を支給し、その生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

◇ 支給対象者

本市の住民基本台帳に記録している障害者（身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B1判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級）の方で、次のいずれかに該当する方

①昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人又は外国人であった方で、次のいずれかに該当する方

ア 昭和57年1月1日前に障害者であった方

イ 昭和57年1月1日以降に障害者となったが、障害発生原因の初診日が同日前にある方（アメリカ合衆国籍を有していた方で、初診日が20歳以後にある方を除きます。）

②満20歳以上で、昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日がある方。

※ただし、次に該当する場合は支給の対象となりません。

・公的年金等を以下の額以上に受給している方

重度障害者

（昭和31年4月1日以前生まれの方は年額1,017,120円以上）

（昭和31年4月2日以後生まれの方は年額1,020,000円以上）

中度障害者

（昭和31年4月1日以前生まれの方は年額813,700円以上）

（昭和31年4月2日以後生まれの方は年額816,000円以上）

・生活保護を受給している方

・他の地方公共団体から、目的及び趣旨を同じくする給付金を以下の額以上に受給している方

重度障害者

（昭和31年4月1日以前生まれの方は年額1,017,120円以上）

（昭和31年4月2日以後生まれの方は年額1,020,000円以上）

中度障害者

（昭和31年4月1日以前生まれの方は年額813,700円以上）

（昭和31年4月2日以後生まれの方は年額816,000円以上）

・本人の前年所得が4,721,000円を超えている方（扶養親族がある場合は加算があります）

◇ 支給月額

○**重度障害者**（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）

・昭和31年4月1日以前生まれの方＝月額84,760円

（年額1,017,120円未満の公的年金等を受給している場合は、支給調整があります。）

・昭和31年4月2日以後生まれの方＝月額85,000円

(年額1,020,000円未満の公的年金等を受給している場合は、支給調整があります。)

○**中度障害者**(身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級)

・昭和31年4月1日以前生まれの方=月額67,808円

(年額813,700円未満の公的年金等を受給している場合は、支給調整があります。)

・昭和31年4月2日以後生まれの方=月額68,000円

(年額816,000円未満の公的年金等を受給している場合は、支給調整があります。)

3 支給開始、支給期月及び現況届

- ・申請した月の翌月からの開始となります。
- ・支給期月は、7月、10月、1月、4月にそれぞれ前月までの給付金を支給します。
- ・受給者は、毎年6月中に現況届を提出しなければなりません。

4 お問い合わせ先

三田市三輪2丁目1番1号

三田市 生活福祉課

Tel079-559-5074 (直通)